

公立大学法人会津大学内部統制規程

(2019年3月29日規程第23号)

2023年7月1日規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学業務方法書（以下「業務方法書」という。）第4条の規定に基づき、公立大学法人会津大学（以下「本法人」という。）における内部統制システムの整備等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部統制 法令等を遵守し、業務の有効性及び効率性を確保するとともに、資産の保全及び財務報告等の信頼性を確保するため、理事長が整備・運用する仕組み。
- (2) 内部統制システム 役員（監事を除く。）の職務の執行が公立大学法人会津大学定款（以下「定款」という。）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制。
- (3) 部局等 各部門、文化研究センター、語学研究センター、各専攻、グローバル推進本部、学生部、情報センター、先端情報科学研究センター、産学イノベーションセンター、復興創生支援センター、宇宙情報科学研究センター、各学科（短期大学部）、学生部（短期大学部）、附属図書館（短期大学部）、企画運営室、事務局をいう。
- (4) 部局長 前号に定める部局等の長をいう。

(内部統制委員会)

第3条 本法人に、内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、本法人の内部統制システムを整備し、継続的に見直しを行う。

3 委員会は、次条第2項に規定する副委員長から内部統制システムの運用状況について定期的に報告を受け、必要な改善策を審議する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員会に内部統制担当役員となる副委員長を置き、次項に定める委員のうち理事（総務・財務担当）をもって充てる。

3 委員会に委員を置き、副理事長及び理事をもって充てる。

4 監事は委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

5 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(委員長の業務等)

第5条 委員長は、本法人の内部統制の最高責任者として、内部統制システムの整備及び運用に関し、副委員長及び委員を統括する。

2 副委員長は、内部統制システムに関する事務を統括する。

3 各委員は、所管する業務に関する内部統制システムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する。

4 各委員は、法令違反等本法人の内部統制に関して特に問題のある事案（以下「問題事案」という。）を発見し、又は報告を受けたときは、速やかに適切な対処を行うとともに、委員長及び副委員長に報告し、併せて再発防止措置を講ずるものとする。

5 各委員は、必要に応じて、職員との面談を実施し、内部統制システムの実施状況の確認に努めるものとする。

（推進部門及び推進責任者の業務）

第6条 本法人に、内部統制システム推進部門（以下「推進部門」という。）を置き、部局等をもって充てる。

2 各推進部門に内部統制システム推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、部局長をもって充てる。

3 各推進責任者は、当該推進部門が分掌する業務における内部統制システムの適切な運用を推進するとともに、その運用状況について、担当委員に定期的に報告を行うものとする。

4 各推進責任者は、当該推進部門の内部統制システムの整備及び運用状況を把握し、必要に応じて、適時に見直しを行うものとする。

5 各推進責任者は、問題事案を発見し、又は報告を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、担当委員に報告するものとする。

6 推薦責任者は、推進部門の状況に応じて、推進責任者の業務を補佐する職員（内部統制システム推進者）を指名することができる。

（職員の責務）

第7条 職員は、常に内部統制に基づき適切に業務を遂行するものとする。

2 職員は、問題事案が発生したときは、速やかに所属の推進責任者に報告しなければならない。

（モニタリング）

第8条 本法人における内部統制システムの有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

(1) 日常モニタリング

(2) 定期モニタリング

(3) 随時モニタリング

2 日常モニタリングは、すべての役職員が実施する。

3 日常モニタリングにおいては、本法人の運営に係るあらゆるリスクの把握に努め、内部統制に基づき役職員の活動が適切に実施されているか確認を行うものとする。

4 各推進責任者は、日常モニタリングにおいて、内部統制に係る問題の把握及び改善に努

めるものとし、問題事案がある場合は、速やかに担当委員に報告しなければならない。

5 定期モニタリングは、監事が行う監事監査、会計監査人及び監査室が行う監査をもって充てる。

6 随時モニタリングは、各監査結果等を踏まえ、必要に応じて監査室が行う監査をもって充てる。

7 前項の規定にかかわらず、内部統制担当役員は推進責任者を指揮監督し、独自の随時モニタリングを行い、内部統制に係る問題の把握及び改善を行うことができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、内部統制に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2023年7月1日から施行する。